

「広島市子育て世帯訪問支援事業」委託事業者公募要領

1 募集の趣旨

広島市では、養育支援が特に必要と判断した家庭に対して、養育に関する指導・助言等を行う援助員を派遣し、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする子育て世帯訪問支援事業を実施する。

この募集は、当該事業において広島市からの依頼に基づき、援助員を派遣する委託事業者を選定するために行うものである。

2 募集対象区域

広島市全域

3 委託事業者の資格

委託事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち指定居宅介護事業者、「介護保険法」第41条に規定する指定居宅サービス事業者のうち指定訪問介護事業者、又は同等の援助が提供できること。
- (2) 広島市内に活動拠点となる事業所があること。
- (3) 援助員として派遣可能な従業者を有すること。
- (4) 区地域支えあい課及び広島市こども未来局こども・家庭支援課（令和6年4月1日からこども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当）と連携・調整を行うことができること。

4 対象者及び事業の内容

(1) 対象者

広島市内に居住し、本事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者とする。

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ④ その他市長が特に養育支援が必要と認める家庭（ヤングケアラー等）

(2) 事業の内容

「広島市子育て世帯訪問支援事業実施仕様書」による。

5 申込方法

(1) 提出書類

- ① 広島市の指定居宅介護事業所又は指定訪問介護事業所
 - ア 子育て世帯訪問支援事業に係る登録申請書（指定事業者用）（様式1）
 - イ その他必要と思われる書類（事業所実績、従業者の免許・資格等がわかる書類）
- ② 広島市の指定居宅介護事業所又は指定訪問介護事業所以外の事業所

- ア 子育て世帯訪問支援事業に係る登録申請書（その他の事業者用）（様式2）
- イ 事業所の概要がわかる資料
- ウ 定款、寄付行為又はこれに類する書類（任意様式）
- エ 役員名簿の写し（任意様式）
- オ 直近の貸借対照表の写し（任意様式）
- カ その他必要と思われる書類（事業所実績、従業者の資格等がわかる書類）

※ 提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出場所及び提出方法

広島市子ども未来局子ども・家庭支援課（広島市役所12階）に、原則、持参すること。

6 審査方法及び契約手続き

提出された関係書類に基づき、子ども・家庭支援課が審査を行い、基準を満たす事業者に委託契約の手続きを案内する。

なお、基準を満たさない事業者へは、子ども・家庭支援課より連絡することとする。

7 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効とする。また、重大な不備がある場合は、無効とすることがある。

担当：子ども未来局子ども・家庭支援課家庭支援係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL：（082）504-2161（直通）
FAX：（082）504-2727
E-mail：ko-shien@city.hiroshima.lg.jp